

平成 29 年度飯綱町社会福祉協議会事業計画

国は膨らみ続ける介護保険の費用を抑制し、地域の実情に合わせた多様なサービスの提供を目指し平成 15 年から総合事業への移行を進めてきました。飯綱町でもいよいよ介護予防日常生活支援総合事業が始まります。

今まで要支援と認定され全国一律のサービスを受けていた方が、4月からは飯綱町独自サービスの利用へと換わります。サービスの担い手も、今までは介護の専門職で提供されてきましたが、これからは基準を緩和した職員によるサービス提供や地域住民による支援など多様な担い手による柔軟なサービスが考えられています。

飯綱町社会福祉協議会では、サービスの報酬単価等経営的には課題もありますが飯綱町における在宅介護サービスを経営するパイオニアとして、総合事業の訪問型サービス・通所型サービス（現行相当のサービス及び基準を緩和したサービス）について積極的に取り組んでまいります。特に今回の改正に併せ、さみずの郷を介護予防に特化した通所型サービス事業所としてアクティブな取り組みができるよう運営してまいります。

更に 29 年度は、住民よる支え合いを推進するキーパーソンとなる生活支援コーディネーターを町より 2 名受託し、ニーズの把握及び利用にかかる支援と担い手の組織化努めます。その取り組みの一つとして、低額な料金で気軽に頼める有償による助け合いサービスを立ち上げ軌道に乗せていきたいと考えております。もう一つは、生活機能の維持向上を旨とした新たな住民主体の通いの場の創設を支援していきます。現在、町内では多くの地域でいきいきサロンも盛んに行われています。サロンとの共存型やステップアップ型等様々な運営形態が考えられる中、その地域の実情に即した形で進めてまいります。

今回改正の総合事業ではボランティア、NPO、民間企業等のさまざまな主体が参画し、多様なサービスを提供できる体制と地域づくりが求められております。これは、社会福祉協議会が本来目的としている地域福祉活動であり、29 年度はその基盤づくりを進め大きく飛躍の一年としてまいりたいと思います。

1. 法人運営

■総務企画運営

1. 総務企画力の強化
2. 事務の効率化（人材活用センター 2 階移転）
3. 発展強化計画の推進及び次期計画の作成
4. 管理職の人材教育の拡充

2. 社会福祉を目的とする事業の企画・実施（単位：千円）

■総合的企画

1. ふれあい広場の企画実施（327）
2. 福祉フォーラムの企画実施（250）
3. 飯綱町地域福祉活動計画の推進
 - 地域福祉活動計画周知事業（100）
重点目標（1～4）を漫画により社協広報での周知
4. 地区福祉推進委員会（つながり隊）の事業推進（493）
 - ・重点地区での推進
 - ・委員長研修会の開催
 - つながり隊の活動がスムーズに実施できるように活動紹介の DVD の製作（300）
地区学習会で活用を計画（PR用ビデオ作成事業）

5. 社協運営推進会議の開催（7月、12月）（200）
新 各区長・組長さんの出席要請（旧評議員会構成員）

■高齢者福祉

1. 一人暮らしなど高齢者の交流事業（わらび会）の開催（100）
2. おせち料理の宅配事業（190）
3. いきいきサロンの推進（650）
4. いきいきサロン全員集合（連絡調整会）の開催（100）
5. 介護用品の斡旋販売事業
6. 福祉用具の貸出事業（車椅子）
7. 老人クラブ連合会への協力

■障害者福祉

1. 北部地区障害者自立支援協議会への協力
2. 飯綱町障害者JV会議への協力
3. 身体障害者福祉協会への協力
4. 手をつなぐ育成会への協力
5. 知的障害者等社会参加推進事業（スポーツおもしろプログラム）（120）
6. 共同募金福祉車両貸出事業（180）

■青少年健全育成及び福祉教育

1. があたく塾の開催
2. 高校生ボランティアへの協力
3. 各校の総合的学習の授業への協力
4. 福祉普及校の指定（小学校4校・中学校1校・高校1校）（180）
5. 幼児・児童・生徒との各種交流の促進

■その他

1. 災害援護事業（災害救援体制の整備）
2. 日本赤十字社事業への協力
3. 日赤奉仕団活動への支援
4. 環境活動への支援
5. 戦没者追悼式への協力
6. 遺族会への協力
7. NPOの支援
8. 町内福祉施設及び事業者との積極的関係の構築
9. 特定目的の寄付について、その趣旨の沿った事業の実施

3. 福祉に関する活動への住民参加のための援助

1. ボランティア活動・市民活動等への相談コーディネート活動
2. 地域防災・救援活動の推進
3. 有償福祉サービスの研究及び実施
有償福祉たすけあいサービスの立ち上げ
4月協力者の募集説明会
5月利用者の募集説明会
6月サービスの開始
4. 地区懇談会等の開催
5. 広報紙（ふれあいぼけっと）による情報の提供（885）

4. 福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

1. 介護サービス提供等に関する調査
2. 各種ニーズ調査
3. 広報紙の発行
4. ホームページによる情報の提供
5. 地域協働による地域福祉推進活動への助成（680）

5. ボランティア及び町民活動の振興（福祉人材育成）

1. ボランティアセンターの運営
2. 各種ボランティア活動への支援
3. ボランティア養成講座（ボランティアスクール）の開催
4. ボランティアステップアップ講座の開催
5. ボランティア連絡会への活動支援
6. 先進地・他施設等の交流視察研修
7. ボランティアセンター運営委員会の開催（90）

6. 保健、医療、社会教育と関連する事業との連絡

1. 医療と介護の調整会議等への参加
2. 民生委員会への出席
3. 公民館事業への協力

7. 共同募金事業への協力

- 1 世帯1,000円（目標）の共同募金の実施

8. 居宅介護支援事業

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、適切なサービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

重点目標

利用者が必要とされる支援を、適切に提供・確保できるように関係機関との連携を強化し、住み慣れた地域で安心して暮ら続けられる信頼感を高める。

基本サービス

1. 要支援者・要介護者の身体の状況を踏まえ、本人並びに家族の意向を尊重した保健・医療・福祉サービスの提供に向けた居宅サービス計画の作成
2. 介護予防支援業務受託
3. 住宅改修、福祉用具についての相談、斡旋
4. 介護相談、助言事業

提供時間

月～金曜日(但し、祝祭日は除く) 午前8時30分～午後17時30分

9. 訪問介護事業（ホームヘルパー派遣事業）

基本方針

利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視した支援をする。

重点目標

自立支援のもと、多種多様なニーズに応えていけるよう、介護保険外のサービスも含めて、安心して地域で暮らせる支援をする。

基本サービス

- 身体介護に関すること

1. 入浴の介助・身体の清拭・歯磨きの介助・足浴等
 2. 食事の介助・服薬の介助等
 3. 着替えの介助
 4. 排泄の介助、オムツの交換等
 5. 移動の介助・通院の付き添い等
 6. その他身体の介護に関すること
- 生活支援に関すること
1. 買い物・調理
 2. 掃除・洗濯等
 3. その他日常生活に必要なこと（但し障子貼りや大掃除、庭の草取りは日常生活には入らない。また、生産行為は除く。）
- 相談に関すること
- 提供時間**
365日 午前6時～午後22時

10. 通所介護事業

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る

基本サービス

1. 日常生活上の援助
2. 健康状態の確認
3. 機能訓練サービス
4. 送迎サービス
5. 入浴サービス（りんごパークは除く）
6. 食事サービス（りんごパークは除く）
7. 相談・助言

■ふれあいの園

重点目標

利用者やその家族のニーズに corres 応するため、提供時間内であれば利用希望の時間に柔軟にサービス提供ができる体制を整えます。またそのことをケアマネ事業所及び利用者等に積極的に伝えていきます。

食事は、生活の中でも楽しみの一つです。季節や行事ごとにアクセントのある、楽しみの持てる特別食の提供を行います。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前6：30～午後8：30までの、最大14時間まで利用可能）

利用定員

1日 40名

■むれデイサービス

重点目標

プロとしての技術をみがき、利用者一人一人の個性を引き出し、共に生きがいを感じるデイサービスを目指します！

機能訓練（パワリハ・口腔体操・脳トレ）を行う事で、体力向上を図り、機能低下・認知症の低下を防いでいきます。

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時～午後5時

（要介護者に限り、午前6：30～午後8：30までの、最大14時間まで利用可能）

利用定員

1日 45名

■りんごパーク

重点目標

総合事業での基準を緩和した利用者の受け入れはもちろん、要介護者等の方へもパワーリハビリテーションの効果を広くPRし、マシントレーニングを中心とした運動プログラムにより、要支援者等の介護予防、転倒予防また自立支援を行う。加えて居宅での暮らしにも目を向け「日常生活動作」だけでなく「手段的日常生活動作」にも着目し、できる限り自立した生活が送れるよう支援する。

サービス提供時間

月～土曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

① 午前9時00分～午後0時00分

② 午後2時00分～午後5時00分

利用定員

1単位 10名（1日2単位）

■さみずの郷

重点目標

総合事業の拠点として介護予防サービスを新規展開していく。介護予防活動として生活機能維持向上のための体操や訓練、喜びや生きがいづくりのための趣味・レク・交流をプログラム化し社会参加を旨ざしていく。

サービス提供時間

月～土曜日（但し指定日及び年末年始は除く）

午前9時30分～午後4時30分

利用定員

1日 14名

11. 認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム「わが家」）

基本方針

利用者の心身の特性を踏まえ、家庭的な雰囲気の中でその有する能力に応じ日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の不安解消と心身の機能維持ならびに家族の心身の負担軽減に努める。

重点目標

共同生活での役割を喜びにつなげ、今、居心地のよい暮らしを積み重ねる支援をする。

基本サービス

1. 身体の介護
2. 精神的支援
3. 日常生活の支援

入居定員

18名（1ユニット9名×2ユニット）

年間行事等

家庭で行われる年中行事
簡単な農作業等

付随する事業

短期生活共同生活介護事業（入居定員を超えない範囲で最大2名まで）
共用型認知症対応型共同生活介護（1ユニット最大3名まで）

12.障害者居宅介護等事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）

基本方針

障害者（児）の居宅における生活の質の確保を重視した支援をし、自立と社会参加を図る。

重点目標

地域で暮らす障がい者（児）のニーズが多様化してきている中で、そのニーズに応えられるように、関係機関と連携をとりながらサービス提供体制の整備をする。また、生活の質の向上に向け、職員一人一人のスキルアップを図る。

基本サービス

○身体介護に関すること

1. 入浴の介助・身体の清拭・歯磨きの介助・足浴等
2. 食事の介助・服薬の介助等
3. 着替えの介助
4. 排泄の介助、オムツの交換等
5. 移動の介助・通院の付き添い等
6. その他身体の介護に関すること

○生活支援に関すること（利用者のみで家族との共有部分は行えない。）

1. 買い物・調理
2. 掃除・洗濯等
3. その他日常生活で必要なこと（但し障子張りや大掃除、庭の草取りは日常生活には入らない。また、生産行為は除く。）

○相談に関すること

提供時間

365日 午前6時～午後10時

13.障害者基準該当生活介護・自立訓練事業（ふれあいの園・むれデイ）

基本方針

介護保険通所事業所を活用し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

重点目標

利用者一人一人のニーズを明確にし、どの職員が対応にあたって個々の実情に添った一定以上のサービス提供ができるように努める。

基本サービス

1. 日常生活上の援助
2. 健康状態の確認
3. 機能訓練サービス
4. 送迎サービス
5. 入浴サービス
6. 食事サービス
7. 相談・助言

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）
午前9時～午後5時

14.障害児基準該当放課後等デイサービス事業（ふれあいの園）

基本方針

介護保険通所事業所を活用し、利用者が社会との交流を図ることができるよう、個々の身体および精神の状況並びに置かれている環境に応じて、日常生活上の援助を行う。また、その家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

重点目標

利用者一人一人のニーズを明確にし、どの職員が対応にあたっていても個々の実情に添った一定以上のサービス提供ができるように努める。

基本サービス

- 1.日常生活上の援助
- 2.健康状態の確認
- 3.送迎サービス
- 4.入浴サービス
- 5.食事サービス
- 6.相談・助言

サービス提供時間

月～日曜日（但し指定日及び年末年始は除く）
午前9時～午後5時

15.介護予防地域支援事業及び飯綱町委託事業

配食サービス

食事サービスが必要な人に対し、月～日曜日の朝昼夕の3食を提供
利用料 500円（おかずのみ450円）

家族介護支援事業等

老いの支度講座の開催
新規介護認定介護者説明会（4回/年）
在宅介護教室
介護者交流事業
オレンジカフェ【認知症カフェ】（12回/年）

在宅介護者リフレッシュ事業

日帰り小旅行（4回/年）

生活支援コーディネーター事業（第1層）

飯綱町新しい総合事業のコーディネーター業務
住民主体の生活支援・介護予防サービス提供体制構築の支援、サービスの普及・啓発、及び開発
新たな通いの場3箇所の創設の支援
サービスの担い手の養成、ステップアップ講座
関係機関の情報共有、サービス提供間の連携づくり
サービス会議（協議体）の企画運営

新 生活支援コーディネーター事業（第2・3層）（5,000）

飯綱町新しい総合事業のコーディネーター業務
地域包括支援センターと協働による利用者支援
生活支援・介護サービス提供団体と連携し、利用者へのサービスの利用調整業務
有償在宅たすけあいサービスの運営実施
サービス利用者と協力者のマッチング
介護保険サービス・公的サービスへの橋渡し業務

新 支えあいマップ体制整備・システム構築事業（4,500）

役場総務課、保健福祉課、社協連携事業
10年前に作成した支えあいマップ見直し
全地区に支えあいマップの整備（平成29年度25地区 平成30年度25地区）

マップ活用による日頃からの声かけ見守りの強化
災害時に対する地域力の強化（町総合防災訓練おける活用）
支えあいマップシステムの再構築（役場総務課システムを活用）

結婚相談所運営事業

相談支援の拡充

男性を対象とした「もて塾」の定期開催（4回/年）

町内飲食店でのミニ婚活の開催（6回/年）

近隣結婚相談所との情報交換会（小布施町）

天狗ロックフェスティバル婚活（フェス婚）5月20日 いいづなリゾートスキー場

生涯学習事業補佐業務

いづな大学

介護予防支援事業（要支援認定者ケアプラン）

新 介護予防事業（お元気くらぶ、すてきなおやじさんくらぶ）（2,183）

飯綱町介護予防活動支援事業の受託

お元気くらぶ（2回/月）通年

すてきなおやじさんくらぶ（1回/週）1～3月

新 こども食堂（1,000）

こどもと保護者を対象に開催（2回/月）通年

認知症高齢者やすらぎ支援事業

成年後見制度普及啓発事業

16.福祉移送サービス事業

概ね、車椅子利用者に対し、月～土曜日 午前9時～午後4時まで実施

利用料 町内1回300円、町外1kmつき50円

17.福祉サービス利用援助事業

- 1.日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
- 2.日常金銭管理事業
- 3.第三者委員会の運営

18.その他

- 1.生活福祉資金の貸付業務
- 2.生活困窮者つなぎ資金の貸付業務（300）